

令和 6 年 7 月 11 日

ご加入者様 各位

プロテリアル健康保険組合

マイナンバーカードが保険証としてご利用可能となりました

掲題の件、ご加入者様には大変ご不便をおかけしておりましたが、7 月 10 日にマイナンバーカードとプロテリアル健康保険組合の保険証の一体化が完了致しました。

一体化の完了によりマイナンバーカードが保険証としてご利用いただけるようになりましたのでお知らせ致します。

※マイナンバーを会社にご提出されていない方は、マイナンバーカードを保険証として利用できません。

速やかに会社にマイナンバーを連絡してください。

※マイナンバーについて会社に提供した情報と自治体の情報に不一致の項目がある場合は、マイナンバーカードを保険証として利用できません。

医療機関にてマイナンバーカードを保険証として利用できないと言われた場合は、速やかに健康保険組合までご連絡をお願い致します。

※ご加入者様全員のマイナポータルとの連携完了は 8 月上旬になる見込みですので、ご加入者様全員のマイナポータルとの連携が完了致しましたらお知らせ致します。

以上